

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年2月16日認可した。

令和5年2月28日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）福田原白土地地区
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）早苗池地区